

ID: 156

担当部署: 商工観光課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	柴田町コミュニティプラザ条例 第6条		
例規番号	平成10年条例第26号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び柴田町コミュニティプラザ規則第10条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第6条 町長は、特別な理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 条例第6条に規定する特別な理由があると認めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国、県、市及び町の機関が直接行政目的のために使用するとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、町長が公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日